

## 第13回締約国会議（2004年10月2～14日、タイ、バンコク）

### ワシントン条約附属書改正提案に関するトラフィックの見解

毎回のワシントン条約（CITES）締約国会議に先立ち、トラフィックでは附属書改正提案に関する見解を発表している。この文書の英語・フランス語・スペイン語版は、第13回締約国会議（CoP13）の前と会期中にハードコピーで配布し、また、ソフトコピーも ([http://www.traffic.org/cop13/traf\\_recom.html](http://www.traffic.org/cop13/traf_recom.html)) 配布している。トラフィックの見解とその姉妹版である『IUCN/TRAFFIC Analyses of the Proposals to Amend the CITES Appendices at the 13<sup>th</sup> Meeting of the Conference of the Parties（第13回締約国会議 CITES 附属書改正提案の IUCN/TRAFFIC による分析）』の内容が密に連動していることもあり、今回のトラフィックの提言は、これまでよりもかなり短くなった。トラフィックの見解の正当性を裏付ける情報については、IUCN/TRAFFIC による分析のハードコピーまたはソフトコピー (<http://www.iucn.org/themes/ssc/citescop13/cop13analyses.htm>) を参照していただきたい。

入手できる最新の情報を使うよう最大限の努力を払ったが、締約国会議の前または会期中に新たな情報が得られることもあるというのがトラフィックの認識である。

\*\*\*\*\*

#### CoP13 改正提案 1 [アイルランド（欧州共同体加盟国を代表して）]

附属書の解釈に関するセクションで、4項目の後に以下のような新たな項を設ける（その後の項の番号を変える）：

5. 以下は条約の条項の対象外とする：

- a) それが生じた元のいかなる部分も含まないインビトロ培養 DNA\*
- b) 理論上、それが生じた元の動物または植物のいかなる部分も分子レベルで含まないインビトロ培養細胞あるいは細胞系\*\*
- c) 尿と糞
- d) 開発中および工程材料中+のものを含め、理論上、それが生じた元の動物または植物のいかなる部分も分子レベルで含まないワクチンなどの医薬品
- e) 化石

\* 動物および植物から直接抽出されたままではなく、それらを構成する材料から組み立てられた DNA

\*\* 人工条件下で維持および／または繁殖され、それが生じた元の植物または動物の意味のある部分を含まない植物または動物の培養細胞

+ 研究、診断試験、または製薬のための条件下で作られ、大量生産の際、植物または動物から抽出された材料のみに依存せず、それが生じた元の植物または動物の意味のある部分を含まない、薬品、薬品候補、その他ワクチンなどの医薬品など、研究または製造工程の対象となる製品

#### CoP13 改正提案 1：反対

## CoP13 改正提案 2 [スイス（常設委員会の要請により、寄託政府として）]

附属書の解釈に関するセクションで、4 項目の後に以下のような新たな項を設ける（その後の項の番号を変える）：

5. 以下は条約の条項の対象外とする：

- a) その元のいかなる部分も含まないインビトロ培養 DNA
- b) 尿と糞
- c) それが派生した元の遺伝子材料のいかなる部分も含まず、合成的に製造された薬品およびその他ワクチンなどの医薬品
- d) 化石

## CoP13 改正提案 2：提案者が以下のことをおこなえば賛成

i) a) 項の現在の文章を「それが生じた元の遺伝子材料のいかなる部分も含まず、合成的方法によって派生した DNA」に入れ替える。

ii) d) 項で、化石に関し、実際に使える定義を提示する。

これら 2 件（訳注：提案 1 と提案 2）の提案では、尿、糞、ワクチン、インビトロで作られた DNA などの要素の取引は条約の対象外とするという、これまで CITES 締約国が採用してきた見解を正式に規定しようとしている。附属書 I または II に掲げられた動物の種の部分ならびに派生物の免除は、条約では規定されていないため、動物の種の場合、この解釈は容易に認識できない要素に関するものと思われる。どちらの提案でも、化石も CITES による取引規制の対象とすべきではないとしているが、「化石」の定義を提示しておらず、また、セイウチの牙のように、外見上、化石が化石以外の標本と似ている場合があるという事実を考慮に入れていない。提案 1 では、CITES は「派生した元の植物または動物の意味のある部分を含まない」研究および製造を通じて作られた製品には適用すべきではないとしている。このような解釈は、条約本文と明らかに矛盾している。提案 2 については、以上のような注意に留意した上で、提案された解釈が CITES 掲載種の採取と取引の増加を刺激する見込みは低い。また、ここで対象とする要素については、CITES 許可書を必要としないことが明らかになる。そのような許可書を必要とした場合、条約施行上の膨大な負担が生じ、しかも保護に対してはほとんど効果がない。遺伝子資源の取引という観点から見た利用方法と利益の共有をめぐり、生じる可能性のある問題については、生物多様性条約との協力を通じて取り組むべきである。

\*\*\*\*\*

動物 ほ乳類

## CoP13 改正提案 3 [タイ]

イラワジイルカ *Orcaella brevirostris* を附属書 II から附属書 I に移行する。

オーストラリア北東部と南アジア、東南アジアの河川および入り江に、分断化した個体群が生息する。最大の脅威は刺し網漁業の網にかかる事故である。それに加え、アジアで増え続けるイルカ水族館に売るための捕獲も、この種にとっての脅威となっており、今後さらなる悪化が予想される。アジアの 5 つの亜個体群が IUCN によって近絶滅種（CR）に分類され、残りの亜個体群、特にオーストラ

リアの亜個体群については、規模が大きい見込みはほとんどない。

**賛成**

\*\*\*\*\*

**CoP13 改正提案 4 [日本]**

ミンククジラ *Balaenoptera acutorostrata* のオホーツク海・西太平洋系群、北東大西洋系群、北大西洋中央部系群を附属書 I から附属書 II に移行する。

附属書 II への移行が提案されているミンククジラの 3 系群は、附属書 I の生物学的基準を満たさないように見えるが、附属書 II への移行を可能にする条件として決議 9.24 に概略を示した予防措置が、まだ十分に講じられていない。さらに、決議 11.4 では、大型クジラ類の取引に関する CITES の決定が国際捕鯨委員会 (IWC) の決定と一致し、同委員会が採択した商業捕鯨一時禁止が守られることを義務づけている。この提案では、どの国が取引を許可されるのか、捕獲量の設定に IWC の改訂管理方式をどのように用いるのか、または IWC の改訂管理制度 (RMS) の下で策定中の準拠措置を適用するのか、という点に触れていない。DNA 登録簿に関する情報は不完全であり、また、この提案では、CITES 第 14 条 4 項に照らした附属書 II による規制の執行力も取り上げていない。2004 年 7 月の IWC 会議では、RMS を仕上げるための手順が採択されたが、2005 年 6 月に予定される IWC 会議まで、それ以上の協議はおこなわれない。

**反対**

\*\*\*\*\*

**CoP13 改正提案 5 [米国]**

ボブキャット *Lynx rufus* を附属書 II から削除する。

この北米原産ネコ科動物の個体群については行き届いた管理がおこなわれ、分布域全域で安定あるいは増加しているようである。毛皮を取る目的で、大量ではあるが持続可能な数が捕獲される。だが、特に断片または加工品の形で取引される場合など、毛皮が他のネコ類の毛皮とよく似ている。他の野生ネコ科全種が CITES 附属書に掲載されているため、この種を附属書 II から削除した場合、執行上の問題となる可能性がある。

**反対**

\*\*\*\*\*

**CoP13 改正提案 6 [ケニア]**

ライオン *Panthera leo* を附属書 II から附属書 I に移行する。

このアフリカ最大のネコ科動物は、大陸全土に広い分布域を持つが、分布域の分断化が進み、特に西アフリカと中央アフリカをはじめ、ここ数十年間に個体数が減少してきた。東アフリカとアフリカ南部では、他の地域よりも安定している。全体的な減少の程度は不明だが、附属書 I への種の掲載に関して決議 9.24 に規定されたガイドラインのレベルには達していないようである。ただし、著しい取引の再検討プロセスで、ライオンの取引に関する緊急評価の実施を推奨する。

**反対**

\*\*\*\*\*

**CoP13 改正提案 7 [ナミビア]**

アフリカゾウ *Loxodonta africana* (附属書 II) のナミビア個体群に関する注釈を、次の項目を追加して修正する。

- 未加工象牙の年間輸出割当量 2000 kg (自然死亡数と管理関係の死亡数を総合した量)
- 商業目的の加工象牙製品の取引、および
- 商業目的のゾウ皮革・毛商品の取引

ナミビアの個体群は、個体数と分布域の両面で拡大しており、違法殺戮・取引は非常に低いレベルを維持している。

□提案された未加工象牙の年間割当量は現在の在庫の総量の倍に相当し、したがって、正当化できるとは思えない。さらに、第 12 回締約国会議で承認された 1 回限りの条件付き取り決めも、特定条件を満たしていないため、まだ実現していない。特に締約国が要求してきたのは、MIKE が満足できる形で進められていること、および CITES 規制下での未加工象牙の取引が将来与える影響の分析評価を実施できること、この 2 点を実証するさらなる証拠の提示である。その時までには、未加工象牙の取引に関する年間割当量を設けるという提案は時期尚早である。

□加工象牙製品に関しては、ナミビアはエキパと呼ばれる容易に識別できる伝統的彫刻象牙工芸品 1 種類のみ取引を制限すると提案しているが、この制限を注釈の中で指定する必要がある。取引は非商業目的に制限すべきである。アフリカ全域の国内象牙市場を評価するという決定 12.39 の指示を踏まえ、ナミビアは決議 10.10 (第 12 回会議で改正) に概略が示された国内象牙取引に関する全要件に準拠する意図を明らかにしている。承認の条件として、ナミビアの加工象牙管理制度に関する評価を実施するよう、締約国から勧告することが有益と思われる。

□入手可能な証拠から、ゾウの密猟とゾウ皮革・毛製品の取引の間に関連性はないものと考えられる。

**提案者が以下のことをおこなえば賛成**

**□未加工象牙の年間割当量に関する要求を撤回し、かつ**

**□加工象牙の取引は非商業目的のエキパの取引に制限されると指定し、かつ**

**□決定 12.39 のプロセスを踏まえ、そのような取引の管理制度の再検討をおこなうことに同意する。**

\*\*\*\*\*

**CoP13 改正提案 8 [南アフリカ]**

アフリカゾウ *Loxodonta africana* (附属書 II) の南アフリカ個体群に関する注釈を、商業目的の皮革製品取引を許可するよう修正する。

この提案は、CoP12 で南アフリカのアフリカゾウの附属書 II 掲載部分に付された注釈を修正するために使われた文言の訂正を意図している。皮と皮革製品の取引は、第 11 回会議でこの種が最初に附属書 II に移されたときに許可されたが、CoP12 において、この取引が誤って「非商業目的」のみに限定された。世界のいかなる場所のゾウの保護に対しても、ゾウの皮または皮革製品の取引が深刻な脅威となることを示す証拠はない。

**賛成**

\*\*\*\*\*

**CoP13 改正提案 9 [スワジランド]**

次の注釈を付け、ミナミシロサイ *Ceratotherium simum simum* のスワジランド個体群を、附属書 I から附属書 II に移行する：a) 適切かつ容認できる目的地との生きた動物の国際取引および b) ハンティングトロフィーの国際取引を許可することを、唯一の目的とする。他の全標本は、附属書 I に掲載された種の標本とみなし、それらの取引はそれに従い規制されるものとする。

ミナミシロサイのスワジランド個体群は小規模で分断されているが、一貫して良好な法執行活動により、近年、増え続けてきた。南アフリカの創始群から派生したこの群は、それよりも大規模で附属書 I の基準を満たさないシロサイのアフリカ南部メタ個体群の一部として認識されている。南アフリカ個体群は 1994 年に附属書 II に移行され、そのことがこの種に悪影響を及ぼしたという証拠はない。スワジランドはつい最近、ワシントン条約にもとづく科学当局を設置したばかりであり、提案のようなシロサイ取引を許可する前に、独自の厳格な審査を通じて有害とならないか判断を下す能力があることを保証する必要がある。

**賛成**

\*\*\*\*\*

**CoP13 改正提案 10 [米国]**

ハクトウワシ *Haliaeetus leucocephalus* を附属書 I から附属書 II に移行する。

この大型猛禽類は、1960 年代に史上最低の個体数を記録した後、大幅に増加し、現在は分布域全域で安定または増加している。生きた動物と羽などの製品に対する需要は低く、主に儀式のための非商業目的に限られている。北米全域での国内法を通じ、この種に対してかなり手厚い保護が加えられていることを考慮すると、附属書 I から II への移行が持続性のない利用につながる見込みは低い。

**賛成**

\*\*\*\*\*

**CoP13 改正提案 11 [インドネシア]**

コバタン *Cacatua sulphurea* を附属書 II から附属書 I に移行する。

このインドネシア産オウムの野生個体数は、1970 年代以降 80%以上減少したと推定されている。1981 年に同種が附属書 II に掲載され、その後、国内で保護活動が実施されたにもかかわらず、減少が進んできた。ペット売買を目的とする持続性のない捕獲が、その最大の原因と考えられている。IUCN での分類は近絶滅種（CR）である。

**賛成**

\*\*\*\*\*

CoP13 改正提案 12 [ナミビアと米国]

コザクラインコ *Agapornis roseicollis* を附属書 II から削除する。

ナミビア、アンゴラ、南アフリカに分布するこの小型インコは、広く飼育繁殖され、毎年、色がさまざまに変異した数万羽の個体が生まれている。この種の野生採取標本は、ほとんど取引されていないものと思われるが、たとえばクロボタンインコ *Agapornis nigrigenis* やボタンインコ *Agapornis lilianae* など、この種よりも保護について不安があるボタンインコの仲間と外見が似ているため、これを附属書 II から削除した場合、法執行上の問題が起きる可能性がある。

反対

\*\*\*\*\*

CoP13 改正提案 13 [メキシコ]

フジイロボウシインコ *Amazona finschi* を附属書 II から附属書 I に移行する。

このメキシコ固有種のインコは、個体数が著しく減少した。分布域は狭く、その中での現在の個体数は 7,000~10,000 羽と推定される。国内取引と国際取引の両方が減少の原因と思われる。附属書 I への掲載が意味のある保護効果を上げるためには、生息地の保全と違法な国内・国際取引の規制を目指し、さらに努力を重ねる必要がある。

賛成

\*\*\*\*\*

CoP13 改正提案 14 [メキシコと米国]

ゴシキノジコ *Passerina ciris* を附属書 II に掲載する。

このカラフルな鳴鳥は、米国南部から中米にかけて分布し、推定個体数は 360 万羽である。生息地の減少、托卵、主に国内市場向け取引のための罝猟により、長い間に減少が進んできた。近年の取引レベルを示す証拠から、国際取引が重大な脅威になるとは思えない。メキシコは唯一の輸出国なので、この種の国内・国際取引に適用される国内捕獲割当量その他の規制措置を再検討してみることを推奨する。

反対

\*\*\*\*\*

動物 は虫類

CoP13 改正提案 15 [マダガスカル]

クモノスガメ *Pyxis arachnoides* を附属書 II から附属書 I に移行する。

マダガスカルの固有種であるこの小型リクガメの国際取引は、1999 年以降、ペット／マニア市場の需要に応じて激増した。この種にとって最大の脅威は生息地の減少だが、違法取引という不安材料に加え、マダガスカルが設定する割当レベルに持続性があるのかという懸念もある。この種は附属書 I

掲載基準を満たさないとと思われるものの、マダガスカル政府に対しては、輸出に持続性があると確認できるだけの十分な管理体制が確立するまでは、この種に関して輸出割当ゼロを維持し、それを履行するよう強く促すべきである。

**反対**

\*\*\*\*\*

**CoP13 改正提案 16 [米国]**

ニシクイガメ属 *Malayemys* を附属書 II に掲載する。

（備考：現時点でニシクイガメ属に分類されているのはニシクイガメ *Malayemys subtrijuga* のみ。）

東南アジアに広く分布するこの淡水ガメは、主に中国とベトナムで、食糧市場と宗教儀式を目的とする大規模な採取ならびに取引がおこなわれ、生息域のかなりの部分で減少が進んでいる。IUCN が危急種 (VU) に分類するこの種は、附属書 II 掲載の基準を満たしている。今後この属の分類が変更され、1種が複数種に分かれた場合、あるいはこの属で別の種が記載された場合も、属レベルで掲載しておけば、CITES の施行に支障が生じない。

**賛成**

\*\*\*\*\*

**CoP13 改正提案 17 [インドネシア]**

ニシクイガメ *Malayemys subtrijuga* を附属書 II に掲載する。

**改正提案 16 が採択された場合を除き賛成。**

\*\*\*\*\*

**CoP13 改正提案 18 [米国]**

ムツイタガメ属 *Notochelys* を附属書 II に掲載する。

（備考：現時点でムツイタガメ属に分類されているのはムツイタガメ *Notochelys platynota* のみ。）

東南アジアに生息するこの中型ガメの個体群については、特にインドネシアとマレーシアをはじめ、かなりの個体数の減少と分断化が記録されている。IUCN での分類は危急種 (VU) である。最大の脅威は現地での消費と東アジア向けの大規模な取引である。今後この属の分類が変更され、1種が複数種に分かれた場合、あるいはこの属で他の種が記載された場合も、属レベルで掲載しておけば、CITES の施行に支障が生じない。

**賛成**

\*\*\*\*\*

**CoP13 改正提案 19 [インドネシア]**

ムツイタガメ *Notochelys platynota* を附属書 II に掲載する。

**改正提案 18 が採択された場合を除き、賛成。**

\*\*\*\*\*

#### CoP13 改正提案 20 [米国]

アジアスッポン属 *Amyda* を附属書 II に掲載する。

（備考：アジアスッポン属はインドシナオオスッポン *Amyda cartilaginea* のみで構成される。）

アジア産淡水ガメの中でもっとも取引量が多いと言われるインドシナオオスッポンは、生息国と中国の両方で食用に広く消費されている。この種にとって、国際取引がもっとも重大な脅威であり、IUCN で危急種（VU）と分類されているため、附属書 II 掲載の基準を満たしている。今後この属の分類が変更され、1 種が複数種に分かれた場合、あるいはこの属で他の種が記載された場合も、属レベルで掲載しておけば、CITES の施行に支障が生じない。

#### 賛成

\*\*\*\*\*

#### CoP13 改正提案 21 [米国]

スッポンモドキ科 *Carettochelyidae* を附属書 II に掲載する。

（備考：現時点でスッポンモドキ科に分類されているのはスッポンモドキ *Carettochelys insculpta* のみ。）

普通のアジア産水生ガメと異なり、スッポンモドキは食糧として大量消費されると同時に、ペットとしても取引される。卵と成体が食用になり、各国で輸出が禁じられているものの、卵からふ化させた幼体が輸出されている。それに伴い、主要生息国であるインドネシアとパプアニューギニアで個体数の減少が報告されている。IUCN での分類は危急種（VU）である。今後この科の分類が変更され、1 種が複数種に分かれた場合、あるいはこの科で他の種が記載された場合も、科レベルで掲載しておけば、CITES の施行に支障が生じない。

#### 賛成

\*\*\*\*\*

#### CoP13 改正提案 22 [インドネシア]

スッポンモドキ *Carettochelys insculpta* を附属書 II に掲載する。

**改正提案 21 が採択されなかった場合に賛成。**

\*\*\*\*\*

#### CoP13 改正提案 23 [インドネシアならびに米国]

マコードナガクビガメ *Chelodina mccordi* を附属書 II に掲載する。

この淡水ガメはインドネシア、ロティ島の狭い地域にのみ生息する。この種の減少については、国際取引を目的とする採取が唯一の原因と考えられている。IUCN での分類は近絶滅種（CR）である。

#### 賛成



\*\*\*\*\*

CoP13 改正提案 24 [キューバ]

アメリカワニ *Crocodylus actus* のキューバ個体群を附属書 I から附属書 II に移行する。

アメリカワニのキューバ個体群は安定しており、ランチング方式を通じた試験的捕獲および提案された捕獲には持続性があるようだ。この提案に記述された管理制度は、決議 11.16 の基準を十分満たすものと考えられる。現在キューバ国内の飼育繁殖施設で飼育されている個体は、この提案の適用範囲に含まれる。提案者は、これらの施設に由来する皮を、ランチング計画で生産される皮と区別する方法を明らかにすべきである。

賛成

\*\*\*\*\*

CoP13 改正提案 25 [ナミビア]

ナイルワニ *Crocodylus niloticus* のナミビア個体群を附属書 I から附属書 II に移行する。

このアフリカ産クロコダイルのナミビア個体群が、附属書 I 掲載の生物学的基準をいまだに満たしているかどうかを判断するための十分な情報が得られない。さらに、この種の附属書 I から附属書 II への移行に関し、決議 9.24 の予防要件を満たすことを確認するために提案される措置に関し、まだ情報が提供されていない。

生息状況と管理に関する追加情報が提供されない限り、反対

\*\*\*\*\*

CoP13 改正提案 26 [ザンビア]

ナイルワニ *Crocodylus niloticus* のザンビア個体群を附属書 II に維持し、野生標本の年間輸出割当量を最大 548 頭とする（ハンティングトロフィーと害獣駆除を含む）。この割当量はランチング生産標本を含まない。

ザンビアのナイルワニ個体群の輸出管理は、ランチングに関する決議 11.16 の要件に従うことになる。提案された年間野生捕獲割当量は、これまでの管理体制をかなり変更することを意味し、締約国はそれを受け入れるよう求められている。提案された捕獲レベルは、入手可能な情報にもとづき持続可能と見込まれるレベルよりも高く、この捕獲の流通案については何も情報が提供されていない。ランチング提案は通常、締約国会議の 330 日前までに提出することになっている。

管理方法を明確にし、捕獲量を引き下げない限り、反対

\*\*\*\*\*

CoP13 改正提案 27 [マダガスカル]

ヘラオヤモリ属全種 *Uroplatus* spp. を附属書 II に掲載する。

この珍しい特徴を持つヤモリの仲間は、10 種全部がマダガスカルのみで生息し、生息地の減少と分

断化が主な脅威である。一部の種では、千匹単位もの規模の国際取引がおこなわれ、その悪影響が懸念されている。すでに個体群の密度が低い種および／または生息域が狭いか分断化されている種については、特にその影響が心配される。現在、個々の種についての危険性を示唆する証拠は少ないが、国際取引は増加しており、一部の種に対して悪影響を及ぼす危険性がある。

**賛成**

\*\*\*\*\*

**CoP13 改正提案 28 [マダガスカル]**

テングキノボリヘビ属全種 *Langaha* spp. を附属書 II に掲載する。

この大変珍しい特徴を持つ属のヘビ 3 種は、マダガスカルの固有種で、主な脅威は生息地の減少である。そのうち 2 種の取引量は少なく、1 種は取引されていない。現在の取引量がこれらの種の個体数に悪影響を及ぼしているかどうかを判断できるだけの証拠がない。

**反対**

\*\*\*\*\*

**CoP13 改正提案 29 [マダガスカル]**

*Stenophis citrinus* を附属書 II に掲載する。

（備考：この種は改正提案では *Lycodyras citrinus* と呼ばれている。）

このマダガスカル固有のヘビは、小さな保護区内にのみ生息し、そこできわめて小規模な国際取引向けの違法収集が起きたことがある。模様が派手なので、爬虫類愛好家の間でこの種の需要が拡大することは考えられるが、特別な餌が必要なため、強い関心を集めるとは思えない。現時点では、国際取引向けの採取が個体数に悪影響を与えることを示唆する情報はない。

**反対**

\*\*\*\*\*

**CoP13 改正提案 30 [ケニア]**

*Atheris desaixi* を附属書 II に掲載する。

このケニア固有のヘビについては、現在、国内法で輸出が禁じられているが、違法国際取引の例がある。個体数の現状と傾向、採取が野生個体群に及ぼす影響についてはほとんど情報がなく、取引量は非常に少ない。ケニアに対し、この種を附属書 III に掲載するよう奨励すべきである。

**反対**

\*\*\*\*\*

**CoP13 改正提案 31 [ケニア]**

*Bitis worthingtoni* を附属書 II に掲載する。

このケニア固有のヘビについては、現在、国内法で輸出が禁じられているが、小規模な違法国際取引がおこなわれていると言われる。個体数の現状と傾向、採取が野生個体群に及ぼす影響についてはほとんど情報がない。ケニアに対し、この種を附属書 III に掲載するよう奨励すべきである。

**反対**

\*\*\*\*\*

**CoP13 改正提案 32 [オーストラリアとマダガスカル]**

**ホオジロザメ *Carcharodon carcharias* を附属書 II に掲載し、年間輸出割当量をゼロとする。**

肉食のサメで最大のこの種は、広く分布し、この種が本来持つ生活史上の特性により、過剰漁獲に特に弱い。特徴のある歯と顎は珍品として高額で取引される。ヒレなどの他の部分も取引され、識別は困難だが、DNA 分析による識別法が開発された。個体数の減少を示す証拠があり、この種は現在の取引レベルに耐えられそうもない。十分厳格に有害とされないかどうかをみない限り、取引は許可されるべきであるので、年間輸出割当量ゼロという注釈案は必要ない。さらに、年間輸出割当量をゼロに設定すると、有害とされないことを裏付けるために必要なものも含め、科学標本の交換も禁じられてしまう。附属書 II では旅行者の土産物が免除され、この種は主に珍品として取引されるため、締約国は手回り品または家財として取引される標本に関し、輸出許可書を義務づけることを検討すべきである。

**提案されたゼロ年間輸出割当量を削除するよう修正すれば、賛成**

\*\*\*\*\*

**CoP13 改正提案 33 [フィジー、アイルランド（欧州共同体加盟国を代表して）、米国]**

**メガネモチノウオ *Cheilinus undulatus* を附属書 II に掲載する。**

サンゴ礁に生息するこの大型で珍しい特徴を持つ魚は、インド洋から太平洋にかけての沿岸海域に分布する。捕獲後は主に東アジアのレストランで、水槽に入れて客に見せ、食材として使う。これは自然状態でも希少な魚で、過剰漁獲には非常に弱い。産卵のために集まった個体をねらった漁業がおこなわれている証拠があり、それによってすでに高水準の脅威がさらに悪化し、最近、IUCN はこの魚の分類を危急種（VU）から絶滅危惧種（EN）に変更した。この種の需要は高く、今後さらなる拡大が予想され、CITES で提供される機構を使わない限り、違法取引の規制は難しい。

**賛成**

\*\*\*\*\*

**動物 昆虫**

**CoP13 改正提案 34 [スイス（命名委員会の要請により、寄託政府として）]**

**附属書 II のトリバネアゲハ属全種 *Ornithoptera* spp.、アカエリトリバネアゲハ属全種 *Trogonoptera* spp.、キシタアゲハ属全種 *Troides* spp. から「sensu D' Abrera」という注釈を削除する。**

これらの属が附属書 II に掲げられた 1979 年に、注釈として掲載された命名上の参考「sensu D' Abrera」

は、削除しても、これらトリバネアゲハに関する CITES 規定の施行に影響を与えない。

## 賛成

\*\*\*\*\*

### CoP13 改正提案 35 [イタリアとスロベニア（欧州共同体加盟国を代表して）]

イガイ科の一種 *Lithophaga lithophaga* を附属書 II に掲載する。

この貝は地中海とアフリカ西海岸の沿岸石灰岩地形の環境に生息する。採取した貝は欧州西部と南部の高級海産物市場に供給される。生息域全域における状態に関する包括的情報はないが、過剰採取および局所的な個体数の減少を示す証拠がある。貝の採取で生息地が被害を受け、群集の再生が大幅に鈍化する。多数の生息国で、国内の採取と取引が禁じられているが、持続性のない違法な国際取引を止めるには不十分である。

## 賛成

\*\*\*\*\*

### CoP13 改正提案 36 [スイス（動物委員会の要請により、寄託政府として）]

アオサンゴ科全種 *Helioporidae* spp.、クダサンゴ科全種 *Tubiporidae* spp.、イシサンゴ目全種 *Scleractinia* spp.、アナサンゴモドキ科全種 *Milleporidae* spp.、サンゴモドキ科全種 *Stylasteridae* spp. に対する注釈を次のように修正する：化石、すなわち生きたサンゴ岩（附属書に掲載されていない無脊椎動物種とサンゴ藻の生きた標本が付着した状態で、クレートに入れ、水中ではなく、水分を含んだ状態で輸送されるサンゴ岩の断片を意味する）を除く全種類のサンゴ岩を、条約の規定の対象外とする。

この注釈は、化石サンゴに関する CITES 条項の免除を施行し、執行するための実現可能な根拠を提供することをねらいとしている。だが、決議 11.10 に掲げられた各種「サンゴ岩」を識別する特徴に頼ることは適切とは言えない。それらは主に、化石化の進み具合ではなく、輸送方法に関連する特徴だからである。さらに、これらの特徴、特に「水分を含んだ」と「水中」との曖昧な区別などは、執行という観点からも、また、根本的な目標の達成、すなわち直接あるいは間接的に明確な保護上の重要性を持つ標本の取引に CITES 規制の焦点を絞るという観点からも、信頼の置ける根拠を提供するとは思えない。

## 反対

\*\*\*\*\*

## 植物

### CoP13 改正提案 37 [ボツワナ、ナミビア、南アフリカ]

フーディア属全種 *Hoodia* ssp. を附属書 II に掲載し、次のような注釈を付ける：「協定番号 BW/NA/ZA xxxxxx に従い、ボツワナ／ナミビア／南アフリカの CITES 管理当局と共同実施した管理採取・生産を通じて獲得したフーディア属の材料から製造」というラベルが貼られたものを除くすべての部分ならびに派生物を指定する。

これらアフリカ南部産多肉植物種は、生きた標本として取引するための採取、伝統医療での利用、そして製薬ならびにハーブ製品という増加傾向にある用途に使われる。もっとも注目されるのは *Hoodia gordonii* という種で、食欲抑制剤として商業開発可能な活性を持つ化合物が同定されたため、この種の（ことによると他の種も）取引量が激増する可能性がある。多くはないとしても、他のフーディア属の一部が取引によって脅かされているか、または脅かされる可能性があるのではないかと、そしてさらに、フーディア属の商業開発から得られる利益が、食欲抑制剤としての特性を見つけた先住民集団との間で公平に分配されないのではないかと、という問題がある。提案に示された意図は、これらの点と取り組むことである。だが、提案された注釈が何を対象とするのか、また、このような背景の中で、どのような方法で有害とならないかどうかの判断を下すのか、附属書 II による取引規制をどのように施行するのか、という点が明らかにされていない。また、注釈では、この種の 2 つの生息国に言及していない。取引の規制と監視を改善するために、この属を附属書 III に掲載し、修正提案を第 14 回会議に再提出することを検討するよう、生息国に奨励すべきである。

## 反対

\*\*\*\*\*

### CoP13 改正提案 38 [タイ]

附属書 II のトウダイグサ科ユーフォルビア属 *Euphorbia* Euphorbiaceae の部分に、次のような注釈を付ける：*Euphorbia lactea* の人工栽培標本は、それらが a) *Euphorbia neriiifolia* L の台木に接ぎ木されている、b) 色が突然変異、c) 冠状に枝分かれしたまたは扇形のいずれかの場合、条約の規定の対象外とする。

多肉植物 *Euphorbia lactea* と *E. neriiifolia* はどちらもインド原産で、飾り物として広く栽培され、野生では脅かされていない。免除が提案されている *E. lactea* の突然変異体は容易に識別でき、ほぼ全部が人工栽培によって生産されている。インドでは、これらの種の野生個体群に対する脅威は低いと考えられている。だが、注釈の原案は曖昧で、修正すべきである。

**注釈が次のように修正されれば賛成：「*Euphorbia lactea* の人工栽培標本は、この種の色、冠状に枝分かれしたまたは扇形の突然変異体が、人工栽培された *Euphorbia neriiifolia* L の台木に接ぎ木されている場合、条約の規定の対象外とする。」**

\*\*\*\*\*

### CoP13 改正提案 39 [タイ]

附属書 II のトウダイグサ科ユーフォルビア属 *Euphorbia* Euphorbiaceae の部分に、次のような注釈を付ける：*Euphorbia milii* の人工栽培標本は、それらが a) 100 以上の植物の積み荷として取引され、b) 人工栽培標本であることが容易に認識できる場合、条約の規定の対象外とする。

マダガスカル固有種である多肉植物 *Euphorbia milii* は、飾り物として広く栽培されている。この提案は、*E. milii* の園芸品種を CITES の条項から除外することをねらいとし、特に、「poysean」ユーフォルビアと呼ばれる *E. milii* と別の CITES 附属書 II 掲載種である *E. lophogona* との複雑な交配種、*Euphorbia* × *lomi* の除外を目的としたものと思われる。だが、提案で使われている学名には、それらの交配種が含まれていない。交配種と両方の親はマダガスカルに自生し、野生で採取された両方の親について取

引が報告されている。野生の植物と人工栽培の植物を区別することは難しいかもしれない。

## 反対

\*\*\*\*\*

### CoP13 改正提案 40 [タイ]

附属書 II のラン科 Orchidaceae に、次のような注釈を付ける：ラン科交配種の人工栽培標本は、以下の場合、条約の規定の対象外とする。a) 人工栽培標本であることが容易に認識できる。b) 野生から採取した標本の特徴を持たない。c) そのラン科交配種の現地語の名前が明記され、荷主が署名した送り状などの書類が積み荷に付いている。免除の基準を明確に満たしていない標本には、適切な CITES 関連書類を添付しなければならない。

および

### CoP13 改正提案 41 [スイス]

以下の分類群の人工栽培交配種を除外するために、附属書 II のラン科 Orchidaceae に、次のような注釈を付ける。ただし、標本が開花し、鉢植えで、ラベルが付いており、商業小売販売用に専門的に処理され、容易に識別できる、という条件を満たす場合に限る。

シンビジウム *Cymbidium*—属内の種間交配と属間交配。

デンドロビウム *Dendrobium*—園芸分野で「ノビル系」と「ファレノプシス系」と呼ばれる属内の種間交配。どちらも栽培業者や愛好家なら容易に識別できる。

ミルトニア *Miltonia*—属内の種間交配と属間交配。

オドントグロッサム *Odontoglossum*—属内の種間交配と属間交配。

オンシジウム *Oncidium*—属内の種間交配と属間交配。

ファレノプシス *Phalaenopsis*—属内の種間交配と属間交配。

バンダ *Vanda*—属内の種間交配と属間交配。

特に以下のような内容の注釈：

交配種の人工栽培標本は、以下の場合、条約の規定の対象外とする。a) 開花状態で取引される。つまり、1 標本あたり最低 1 つの花をつけ、花弁が反り返っていること。b) プリントしたラベルを付け、プリントしたパッケージに包装されているなど、商業小売販売用に専門的に処理されている。c) きわめて清潔で、花部が損なわれておらず、根が完全で、野生から採取した植物に見られる損傷や傷があまり存在しないことから、人工栽培標本であることが容易に認識できる。d) 昆虫その他の動物による損傷、葉に付着した菌類や藻類、採取によって花部、根、葉、その他の部分に加えられた機械的損傷など、野生から採取した標本に見られる特徴を持たない。e) ラベルまたはパッケージに、標本の商品名、人工栽培をおこなった国、または国際取引の場合、生産プロセス中に標本のラベリングと包装をおこなった国が明記されている。また、ラベルかパッケージに花の写真があるか、または他の手段で、容易に確認できる方法で、ラベルとパッケージの適切な使用法を実証している。免除を受ける資格が明確でない植物には、適切な CITES 関連書類を添付しなければならない。

提案 40 のねらいは、ランの栽培交配種全部を除外することである。交配種の多くは、開花していな

いと非交配種や品種と区別しにくい。多くは専門家できえ識別できない。種苗園で野生標本から育った場合と、一部の種の違法取引を含め、野生標本の取引もおこなわれているため、外見の類似によって執行上の問題が生じる可能性があり、人工栽培交配種の取引の規制は、今後も続ける必要がある。提案 41 は、40 と同様の内容だが、7 属に限定している。

**両方の提案を反対**

\*\*\*\*\*

CoP13 改正提案 42 [スイス（植物委員会の要請により、寄託政府として）]

附属書 II のラン科 Orchidaceae の部分で、ファレノプシス *Phalaenopsis* 交配種に関する注釈に修正を加える。

ファレノプシス属 *Phalaenopsis* の交配種の人工栽培標本は、以下の場合、条約の規定の対象外とする。  
a) 各 20 以上の植物を収納した個別の容器（カートン、箱、またはクレート）からなる積み荷の形で、標本が取引される。  
b) 1 つの容器内の全植物が同じ交配種で、異なる交配種を混ぜて 1 つの容器に収納しない。  
c) 容器内の植物は、サイズと成長段階の均一性、清潔さ、完全な根、野生から採取した植物に見られる損傷や傷があまりないことにより、人工栽培標本であると容易に識別できる。  
d) 昆虫その他の動物による損傷、葉に付着した菌類や藻類、採取によって根、葉、その他の部分に加えられた機械的損傷など、野生から採取した標本に見られる特徴を持たない。  
e) 植物の数を明記し、荷主が署名したインボイスなどの書類が積み荷に添付されている。免除を受ける資格が明確でない植物には、適切な CITES 関連書類を添付しなければならない。

第 12 回会議で、ほとんど同一の注釈が承認されたが、開花していない時のランの識別にかなり問題があるため、役に立たないと判断され、使われていない。したがって、この注釈は違法取引に利用される可能性がある。この提案では、それらの問題を解決していない。植物委員会は、第 14 回会議で既存の注釈を削除する提案を含め、この件についてさらに検討すべきである。

**反対**

\*\*\*\*\*

CoP13 改正提案 43 [コロンビア]

カトレヤ・トリアネイ *Cattleya trianaei* を附属書 I から附属書 II に移行する。

このコロンビア産ランの個体群は小さく、分断化している。この種が附属書 I 掲載の生物学的基準をもはや満たしていないことを示す情報は不十分で、この提案が承認された場合の将来の管理に関する情報も得られない。

**反対**

\*\*\*\*\*

CoP13 改正提案 44 [タイ]

バンダ・セルレア *Vanda coerulea* を附属書 I から附属書 II に移行する。

このアジア産ランの国際取引は、ほぼ完全に人工栽培の植物でおこなわれている。野生のものに関する個体数のデータと傾向は不確かで、決議 9.24 で規定された予防措置を満足するための情報も不十分である。

**反対**

\*\*\*\*\*

**CoP13 改正提案 45 [中国]**

ホンオニク（ニクジュウヨウ）*Cistanche deserticola* に、次のような注釈#1 を追加する：以下を除くすべての部分ならびに派生物を指定する。a) 種子、孢子、花粉（花粉塊を含む）。b) インビトロで得た苗または組織培養で、固体または液体培地を使い、滅菌容器に入れて運ばれるもの。c) 人工栽培植物の切り花。

この種の国際取引のかなりの部分が、製造された製品でおこなわれている。これらおよび他のすべての製品と種子の取引を規制するという中国の提案は、第 12 回会議で承認された。だが、その後、注釈のないその提案は、丸のままの植物のみが対象になると解釈された。この提案はその状況を是正するためのものである。他の *Cistanche* 種も取引されており、それらと *C. deserticola* の区別が執行上の問題になる可能性がある。このため、締約国はいずれも属全体の附属書 II 掲載を検討するといいたいだろう。

**賛成**

\*\*\*\*\*

**CoP13 改正提案 46 [マダガスカル]**

*Chrysalidocarpus decipiens* を附属書 II から附属書 I に移行する。  
(備考：この種は提案では *Dypsis decipiens* と記載されている。)

最近の推定では、このマダガスカル産ヤシの野生個体数は約 100 標本である。国内での保護策が不十分なマダガスカルでは、生息地の破壊と採取がこの種を脅かし続けており、その標本の国際取引も続いている。IUCN での分類は近絶滅種 (CR) である。

**賛成**

\*\*\*\*\*

**CoP13 改正提案 47 [中国と米国]**

附属書 I のヒマラヤイチイ *Taxus wallichiana* の注釈（現在、注釈#2）を次のように変更する：以下を除くすべての部分ならびに派生物を指定する。a) 種子、花粉。b) 完成医薬品。

1994 年にヒマラヤイチイを附属書 II に掲載した際に付けた注釈では、この種の国際取引における主な構成要素である化学的派生物が除外されていた。この提案では、この状況と取り組み、この種に関する CITES の施行を改善しようとしている。

**賛成**

\*\*\*\*\*



## CoP13 改正提案 48 [中国と米国]

アジア産イチイ *Taxus chinensis*、*T. cuspidata*、*T. fuana*、*T. sumatrana*、およびこれらの種よりも下の分類全部を附属書 II に掲載し、次のような注釈を付ける：以下を除くすべての部分ならびに派生物を指定する。a) 種子、花粉。b) 完成医薬品。

アジア全域のイチイの仲間は、抗ガン剤製造を目的とする樹皮と葉の持続性のない採取により、ますます脅かされている。取引量に関する数値的情報はないが、たとえば中国などで、取引に関係する個体数減少については十分な証拠があり、それらの保護と重要な薬剤の持続的供給を確実にこなうには、附属書 II への掲載が必要である。

## 賛成

\*\*\*\*\*

## CoP13 改正提案 49 [インドネシア]

沈香の原料であるアキラリア属全種 *Aquilaria* spp. と *Gyrinops* spp. を附属書 II に掲載する。

これら 2 つのインドネシア・マレーシア産の属には、香木・薬剤・文化的用途のために高い価値を持つ樹脂性の沈香を生産する主な樹種が含まれる。中東とアジアにおける現在の需要のほぼすべてに、管理されていない野生から採取した株が使われており、結果、その多くが減少している。違法採取と取引の蔓延も報告されている。近年、*Gyrinops* 種の取引が急増した。マラッカジンコウ *Aquilaria malaccensis* は 1995 年以来、附属書 II に掲載されている。取引される沈香の識別は非常に困難なため、効果的な CITES 施行のためには、これらの属に分類される他の種も附属書 II に掲載する必要がある。植物種に関する附属書 II 掲載提案の場合、会議前よりもむしろ締約国会議での討論中に注釈が付けられることが多い。この前例に合わせ、提案で提供される情報を考慮し、両方の属について注釈#1 を採択すべきである。

## 注釈#1 を付けて賛成

\*\*\*\*\*

## CoP13 改正提案 50 [インドネシア]

ゴニユスティルス属全種 *Gonystylus* spp. を附属書 II に掲載し、次のような注釈を付ける：以下を除くすべての部分ならびに派生物を指定する。a) 種子、孢子、花粉（花粉塊を含む）。b) インビトロで得た苗または組織培養で、固体または液体培地を使い、滅菌容器に入れて運ばれるもの。c) 人工栽培植物の切り花。

この属の商業樹種は東南アジアと太平洋全域に分布し、その貴重な硬木は、世界的に「ラミン」と呼ばれている。国際取引される主な種である *Gonystylus bancanus* の個体数と生息地は減少している。IUCN の分類は危急種（VU）である。主に生息地の減少により、他の商業種数種も減少していると考えられる。ラミンの違法伐採・取引を示すかなりの証拠があるが、その状況は附属書 III による規制によって明らかになったものである。取引量が持続性のあるレベルを超えているという証拠により、*G. bancanus* に加え、おそらく他の商業種も、附属書 II 掲載の基準を満たすであろう。外見の類似性と、取引される木材について「ラミン」という総称的な商品名が使われることから、効果的施行のために

は、残りの種も附属書 II に掲載する必要がある。生息国からの取引には、未完成品と用材だけでなく完成品も含まれるため、これらの種の取引を規制するには、注釈#1 がもっとも適切である。

## 賛成